自転車運転者講習」 とは

14歳以上の連転者が対象で、都道府県公安委員会から講習受講命令! 3ヶ月以内の指定された期間内に受講しないと5万円以下の罰金

3年以内に

受講命令 2回以上の違反行為

3 時間の講習 6,150円

信号無視



道路標識等で通行を禁止 されている道路(場所)を 通行する行為

※警察署長の許可を 得た場合は除きます



法第8条第1項違反

歩行者用道路での歩行者妨害

法第9条違反

自転車の通行が認められている歩行者用 道路を通行する際に、歩行者に注意を払 わなかったり、徐行しなかったりする行為





歩道通行や車道の右側通行等

法第17条第1項、第4項又は第6項違反



車道と歩道等が区別されてい 歩道を通行したり、道路(車道)の右側を 通行する行為

路側帯での歩行者の通行妨害

通行禁止道路(場所)の通行

法第17条の3第2項違反

自転車が通行できる路側帯で 歩行者の通行を妨げるような 速度と方法で通行する行為

遮断踏切への立入り

法第33条第2項違反

遮断機が閉じていたり、 閉じようとしていたり、 警報器が鳴っているときに 踏切に立ち入る行為



左方車優先妨害・優先道路車妨害等

信号のない交差点等で、左から くる交差車両や優先道路などを 通行する交差車両等の進行を 妨害したり、交差点に入る時に 徐行しないなどの行為



右折時、直進車や左折車への通行妨害

法第37条違反



交差点で右折するときに、直進や左折を しようとする車両等の進行を妨害する行為

環状交差点安全進行義務違反等

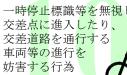
法第37条の2違反



環状交差点内を通行する車両等の 進行を妨害したり、交差点に入るときに 徐行をしないなどの行為

·時不停止

法第43条違反

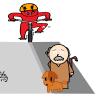




歩道での歩行者妨害等

法第63条の4第2項違反

歩道の車道寄りの部分や 通行指定部分を徐行 しなかったり、歩行者の 通行を妨害しそうなのに ·時停止しないなどの行為



制動装置不備の自転車の運転

法第63条の9第1項違反

ブレーキ装置がなか ったり、ブレーキの 性能が不良な自転車 で走行する行為



酒気帯び運転等

法第65条第1項違反

酒に酔った状態で運転す る行為や、酒気を帯びた 状態(政令数値以上)で 運転する行為



安全運転義務違反

法第70条違反



妨害運転 法第117条の2第6号・ 法第117条の2の2第11号違反



他の車両等の通行を妨害する目的で、 一定の違反となるような行為をして、 交通の危険の恐れまたは、著しい交通 の危険を生じさせる行為

携帯電話使用等

法第71条第5号の5違反

走行中に携帯電話を 使用して通話したり、 保持して表示された 画面を注視する行為



「徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例」

自転車乗車用ヘルメットの着用 自転車損害賠償保険等への加入 自転車の点検整備

徳島県警察